

令和2年5月21日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

環境県民局長
(産業廃棄物対策課)

運搬区間が6区間以上となる場合の電子マニフェストの運用方法について（通知）

このことについて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課から通知がありました。
運用の詳細は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHPに掲載されております
ので、下記 URL を参照してください。

については、貴協会員に対し、周知いただきますようお願いいたします。

(公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターHP)

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/faq/page_261.html

担当 適正処理グループ
電話 082-513-2963 (ダイヤルイン)
(担当者 西村)